

令和2年度 東根市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額

(お問合せ)
東根市健康福祉部子育て健康課
子育て支援係 TEL.4-3-125



1. 教育標準時間認定の利用者負担額

(1) 1号認定 (3～5歳児の幼児教育)

階層区分	利用者負担月額	副食費
1 被保護者	0円	徴収免除 0円
2 市民税非課税世帯 (所得割非課税含む) 又は養育里親	無	
3 市民税所得割額 77,101円未満		
4 市民税所得割額 211,200円以下	償 化	
5 市民税所得割額 211,201円以上		

2. 保育認定の利用者負担額


(2) 2号認定 (3～5歳児の保育)

階層区分	利用者負担月額		副食費
	保育標準時間	保育短時間	
1 被保護者及び里親	0円	0円	徴収免除 0円
2 市民税非課税世帯	無		
3 市民税所得割額 48,600円未満	無		
4-1 ひとり親世帯等 市民税所得割額 77,101円未満	無		
4-1 ひとり親世帯等以外 市民税所得割額 57,700円未満	償		
4-2 市民税所得割額 97,000円未満	化		
5 市民税所得割額 169,000円未満	実費負担		
6 市民税所得割額 301,000円未満	ただし、第3 子以降の子 どもは徴収免除 (0円)		
7 市民税所得割額 301,000円以上	化		

(3) 3号認定 (0～2歳児の保育)

階層区分	利用者負担月額	
	保育標準時間	保育短時間
1 被保護者及び里親	0円	0円
2 市民税非課税世帯	ひとり親世帯等 0円	ひとり親世帯等 0円
	ひとり親世帯等以外 無償化	ひとり親世帯等以外 無償化
3 市民税所得割額 48,600円未満	ひとり親世帯等 7,200円 (0円)	ひとり親世帯等 7,200円 (0円)
	ひとり親世帯等以外 15,600円 (7,800円)	ひとり親世帯等以外 15,400円 (7,700円)
4-1 ひとり親世帯等 市民税所得割額 77,101円未満	ひとり親世帯等 7,200円 (0円)	ひとり親世帯等 7,200円 (0円)
	ひとり親世帯等以外 市民税所得割額 57,700円未満 (12,000円)	ひとり親世帯等以外 23,600円 (11,800円)
4-2 市民税所得割額 97,000円未満	24,000円 (12,000円)	23,600円 (11,800円)
5 市民税所得割額 169,000円未満	35,600円 (17,800円)	35,000円 (17,500円)
6 市民税所得割額 301,000円未満	48,800円 (24,400円)	48,000円 (24,000円)
7 市民税所得割額 301,000円以上	52,400円 (26,200円)	51,600円 (25,800円)

※給食費(主食・副食)は保育料に含まれています

副食費の徴収額の設定は、各施設において実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることになりま
す。
各施設より、料金設定の案内がありますので、ご確認をお願いします。
※主食費(ごはん、パン、麺類など)
※副食費(おかず、おやつ、牛乳、お茶など)

<給食費(主食費・副食費)の取扱いについて>
○給食費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用ですので、無償化後も引き続き保護者負担となります。
○1号認定の子どもについては、これまでも主食・副食ともに実費負担となっておりましたので、無償化後も変更はありません。
○2号認定の子どもについては、主食は持参もしくは実費支払いとしており、副食については保育料に含まれていましたが、無償化後は、主食・副食ともに実費を施設(市直営の公立保育所は除く)に直接お支払いいただけます。
○無償化に伴い、原則全員が給食費実費負担となりますが、その中でも低所得世帯対策として、世帯年収360万円未満相当世帯及び第3子以降(表の太枠)に係る副食費については、徴収が免除されます。

<共通事項>
①階層区分は、原則として父母の市民税額の合計で算定しますが、父母の所得額が一定以下の場合で、父母以外に家計の主宰者がいる場合は算定に加え
ます。
②ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭、在宅障がい児(者)のいる世帯をいいます。詳しい要件等は、子育て健康課までお問合せください。
③市民税額を計算する際は、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割控除、配当控除、住宅借入金特別控除は適用しません。
④4～8月までの利用者負担額(階層区分)は前年度の市民税で算定し、9月～3月までの利用者負担額(階層区分)は当年度の市民税で算定します。
⑤保育標準時間は1日あたり最大11時間(7:00又は7:30～18:00の間)まで、保育短時間は1日あたり最大8時間(8:30～16:30の間)までの利用となります。
<3号認定の基本保育料について>
①第2、第3、第4-1階層については、生計を一にする最年長の子どもから順に、第2子は上記の()の金額とします。
②第4-2階層～第7階層については、小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に第2子は、上記の()の金額とします。
③全ての階層区分において、生計を一にする最年長の子どもから順に、第3子以降は0円とします。

【市民税所得割額の確認方法】

特別徴収、普通徴収それぞれの場合について、下記イメージの拡大部分のうち太線に囲まれた部分が市民税の「所得割額」の金額となります。**保護者それぞれの所得割額を合計したものが、どの階層にあてはまるかで保育料を算定します。所得割額の合計が0円の場合には下の行の「均等割額」が賦課されているかどうかで階層を決定します。**

※寄付金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割控除、配当控除、住宅借入金特別控除がある場合、それらを除いた税額で算定を行います。

※特別徴収、普通徴収ともに東根市が発行している通知書のイメージです。

●特別徴収

●普通徴収

999-3795
山形県東根市中央一丁目1番1号

東根 太郎 様

山形県東根市長
土田 正剛

平成30年度の市・県民税は、平成30年1月1日現在の状況により納税義務が発生し、平成29年中の所得をもとに算出します。

この通知書は黒色の電子公印を使用しています。

平成30年度市・県民税 納税通知書

平成30年度の市・県民税額が下記のとおり決定しましたので各納期限までに納付してください。

所得の種類	所得金額	課税標準額	税率	税額
給与所得	3,070,300	2,890,000	10%	289,000
退職所得	1,934,000	1,800,000	10%	180,000
公的年金所得	2,018,500	1,800,000	10%	180,000
山林所得	818,500	818,500	10%	81,850
雑所得	5,500,250	5,500,250	10%	550,025
合計所得金額	13,349,550	12,808,750		1,280,875

納税の期日及び納期は、各納付書に記載のとおりです。

各期の納付額及び納期は、口座振替または納付書で納めていただく税額です。

年金額引となる税額
4月・6月・8月は前年度の納付額から引かれます。
10月・12月・2月は年額引の税額が年金額引となります。

市民税	
県民税	
合計算出所得割額	
税額控除等	
住宅借入金特別税額控除	
寄付金税額控除	
所得割額	
均等割額	
年税額	
特別徴収税額	
合計税額	